

## 【LoGo フォーム】認可地縁団体 オンライン申請について

LoGo フォームによるオンライン申請にあたっては、下記の点にご注意ください。

### 【告示事項変更届について】

- ・届出は、告示事項の変更が決議された総会後に行ってください。  
規約の変更を伴う場合は、先に規約の変更認可が必要です。必ず事前に地域づくり協働課までご相談ください。

告示事項証明書の交付を希望する場合は、告示事項変更届の事務処理(告示)の完了後に申請をお願いします。(登録いただいたメールアドレス宛に完了通知を送付します。)

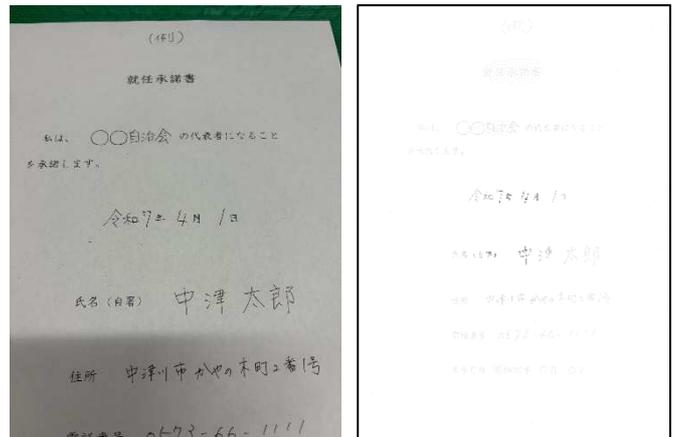
- ・添付書類として下記の書類が必要です。
  - ▶告示事項に変更があった旨を証する書類（総会の議事録等）
  - ▶代表者の就任承諾書（代表者変更の場合のみ）

### ＜データ添付時の注意点＞

- ・全体が写っていること、記入内容が鮮明であることをご確認ください。

- ・変更があった旨を証する書類について  
議事録から代表者交代の詳細（氏名等）  
が読み取れない場合、総会資料もあわせて添付をお願いします。

- ・代表者の就任承諾書について  
必ず新代表者が自署したものを撮影し、  
（もしくはスキャンデータ化）添付してください。



✕全体が写っていない ✕薄くて内容が読めない

### 【告示事項証明書交付請求について】

- ・告示事項に変更がある場合（主に代表者）は、先に告示事項変更の届出が必要です。
- ・オンラインでの申請の場合も、地域づくり協働課窓口にて証明書の受け取りをお願いいたします。

### ＜問い合わせ先＞

中津川市役所 市民部地域づくり協働課  
〒508-0041 中津川市本町2丁目3番25号 本町分庁舎  
電話：0573-66-1111（内線：4505）  
メール：kyodo@city.nakatsugawa.lg.jp